

## リテラ・エコプロ 運営規約

### (目的)

第1条 リテラ・エコプロ（以下、「本会」という。）は、本会の会員が行う温室効果ガス排出削減活動により削減された二酸化炭素排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、J-クレジット制度という。）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省及び農林水産省）に定める認証委員会からJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に資することを目的に活動する。

### (管理及び運営)

第2条 本会の運営及び管理は、マルヤス工業株式会社が行う。

2 本会の代表者は、マルヤス工業株式会社 執行役員とする。

### (入会申込)

第3条 本会に入会しようとする者は、「リテラ・エコプロ入会申込書」（様式第1号）にマルヤス工業株式会社が交付する対象システム設置に係る工事契約書等の設備導入を確認できる書類の写しを添えて、本会に提出するものとする。

### (入会資格)

第4条 本会に入会しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) マルヤス工業株式会社が実施する「太陽熱利用システムの導入促進によるCO<sub>2</sub>削減事業」に参加すること。
- (2) 令和5年10月1日以降に、会員の自ら居住又事業所に、太陽熱給湯システムを設置していること。
- (3) 稼働状態等が確認できる通信環境を有し、稼働実績の報告に協力すること。
- (4) 上記(1)の事業に登録する対象システムを、他の排出削減事業等に登録していないこと。
- (5) 上記(1)の事業に登録する設備の利用による二酸化炭素排出削減量（環境価値）をマルヤス工業株式会社に譲渡すること。
- (6) 認証されたJ-クレジットの寄附に対する税制上の減免措置について、マルヤス工業株式会社が特に対応しないことに同意すること。

### (業務の内容)

第5条 会員は、第1条に規定する目的のために、次に掲げる業務をマルヤス工業株式会

社に委託する。

- (1) Jークレジット制度認証委員会への各種手続きに係る業務
- (2) 認証されたJークレジットの換価に関する業務
- (3) 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等への活用に係る業務

(報告)

第6条 会員はマルヤス工業株式会社から実績報告の要請があった場合は、稼働実績等をマルヤス工業株式会社が指定する方法でマルヤス工業株式会社宛に報告するものとする。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨をマルヤス工業株式会社に報告しなければならない。

- (1) 対象システムが損傷又は滅失したとき。
- (2) 対象システムを処分（売却、譲渡、交換、貸付、又は担保に供することをいう。）しようとするとき。

(Jークレジット対価の受領)

第7条 第三者より支払われる対価は、マルヤス工業株式会社がこれを受領する。

(退会)

第8条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、マルヤス工業株式会社「リテラ・エコプロ退会届」(様式第2号)を提出するものとする。

2 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第4条に定めた入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

(会費)

第9条 本会の会費は、無料とする。

(存続期間)

第10条 本会の存続期間は、Jークレジット制度の実施期間である西暦2051年3月31日にあたる日までとする。ただし、Jークレジットの売却状況等、同制度に関する状況の変化に応じて、本会の存続期間を適宜見直すこととする。

(規約の改定)

第11条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとする。

なお、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

（個人情報の取扱い）

第12条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

（事務局）

第13条 本会の事務局を新製品企画室に置く。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。